

「福井県若狭湾エネルギー研究センター」の指定管理者候補者の選定について

福井県若狭湾エネルギー研究センターの指定管理者について、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

1 団体名 公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

2 所在地 福井県敦賀市長谷64号52番地1

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 選定理由

福井県若狭湾エネルギー研究センターは、シンクロトロン加速器や高度な科学機器などを備え、エネルギーに関する研究開発を推進するとともに、「嶺南Eコスト計画」の推進を担う主要な施設です。

当該施設の管理運営については、県との密接な連携のもとで、エネルギーに関する研究開発などの事業を展開することができるとともに、シンクロトロン加速器等を活用した研究開発事業を展開することができる唯一の組織である公益財団法人若狭湾エネルギー研究センターに委託することにより、最大限に施設の効用を発揮することができます。

したがって、当該団体に管理を行わせる必要があると認められることから、公募によらず、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体

1団体

福井県敦賀市長谷64号52番地1

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター 理事長 櫻本 宏

6 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。

県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。